



Title	日中台における契約の拘束力に関する比較研究：事情変更法理とリスク配分論を素材として〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	鄧, 乾坤
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第13248号
Issue Date	2018-06-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/71236
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Qiankun_Deng_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学 位 論 文 題 名

日中台における契約の拘束力に関する比較研究
——事情変更法理とリスク配分論を素材として——

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

私的自治を認める近代民法のもとでは、人は他者からの干渉を受けることなく、自らの意思に基づき、自らの生活関係を形成することができる。そして国家はこれを尊重、保護しなければならない。当事者の意思により締結された契約には拘束力が生じ、当事者は相手方に対して契約の履行を請求することができる。もし一方当事者が契約を履行しなければ、原則として、他方当事者は損害賠償、解除、追完請求などの救済手段を用いることができる。もっとも、契約の拘束力に限界がないわけではない。例えば、不可抗力や事情の変更が生じたにも関わらず当初の契約を貫徹すると、当事者に不都合が生じることがある。そこでこのような場合、司法が契約に介入することで不都合を解消することが考えられる。この点につき、事情変更法理を私的自治に対する制限として捉える理解もある。

しかし、私的自治への制限の側面を強調しすぎると、事情変更法理の適用範囲が縮小され、妥当な紛争解決を導くことができなくなる可能性がある。本稿の立場としては、同法理を事情変更により生じるリスクの配分の問題として捉えるべきであると考え。とは言え、そのリスクの配分にあたっては、私的自治と司法による介入とのバランスを考慮しなければならない。また、なるべく契約を維持するようリスク配分を行うことが、当事者の利益、ひいては社会的利益につながると考える。

この点、周知のように、日本の判例法理は事情変更法理を私的自治の制限として捉えており、同法理を直接的に適用した最高裁判決はいまだ存在しない。これに対して中国・台湾法は、比較的積極的に事情変更法理を適用してきた。そこで本稿は、中国・台湾法を比較対象として、同法理の意義、要件・効果、及び同法理と契約の拘束力との関係を検討する。特に、中国・台湾における裁判例を類型化することで、事情変更により生ずるリスクがどのように区分・配分されるかを明らかにし、日本法に一定の示唆を得ることを最大の目的とする。

第一章では、日本法における事情変更法理の伝統的通説と近時の理論の対立状況を考察する。勝本・五十嵐により形成された通説では、「事情変更の原則」の実定法上の根拠は一般的に信義則にあるとされ、同原則は当事者が締結した契約の内容を制限または変更する法理であると説明される。また、同原則は「pacta sunt servanda」（契約は履行すべし）の例外として位置づけられ、極めて厳格な要件の下で顧慮されうると考えられてきた。一方で近時の議論においては、事情変更法理をリスク配分の問題としてとらえる見解が有力に主張されている。すなわち、「契約締結によって当事者により自律的に引き受けられたリスク配分」（契約内のリスク）が判明した後、これを超えるリスク（契約外のリスク）が出現した場合にどのように対処すべきかを問うのが、同法理が機能する問題領域であるという。また、今回の債権法改正の過程では、事情変更法理の明文化が重要な課題として議論されたものの、結局見送られた。これは主に、今回の債権法改正が、私的自治をきわめて重視する伝統的な通説・判例法理を維持したためである。

第二章では、まず中国における事情変更法理の歴史、学説および立法の動向を考察する。中国の学説ではとりわけ、不可抗力や商業リスクが事情変更法理の対象となるか否かが、盛んに論じられてきた。このうち、商業リスクを契約内のリスクであるとして同法理の対象外とした議論は、特に示唆的である。本稿はこうした学説の状況をふまえた上で、中国契約法司法解释（二）の条文にならい、事情変更の結果に基づく三つの類型（等価関係の破壊、履行困難、および目的の実現不能）ごとに裁判例を検討する。

第三章では、台湾法における事情変更法理の明文化の経緯を明らかにし、実際に同法理を適用した裁判例を分析する。同法理が明文化されていること、裁判での適用例も多いことから、比較法的にみて、台湾法が同法理を積極的に受け容れていることは明らかである。このような状況下において、台湾法では司法による契約への介入が問題視されている。そこで本稿は、再交渉義務を事情変更法理の効果として導入することによって私的自治と司法の介入との間のバランスを取ろうとする見解に着目する。

第四章では、日中台の事情変更法理の法規定、要件・効果について比較検討を行う。その結果、同法理の適用状況に各国で差があることの原因として、（i）同法理に関する法規定の状況が異なること、（ii）同法理の起源が異なること、（iii）中国・台湾法と日本契約法の価値志向が異なること、以上の三点を指摘する。

本稿の各章における検討から、事情変更法理は契約の拘束力、ひいては私的自治への制限ではなく、契約外のリスク配分の問題であると考えられる。その上で、事情変更により生ずるリスクを具体的にどのように配分すべきかという問題に対し、特に中国・台湾の判例法理から、以下の示唆を得ることができるように思われる。

第一に、公平原則を重視すべきである。中国・台湾法は「明らかに公平を失すること」を事情

変更法理の核心的な要件として捉えている。日本法においても、勝本の危険分担説や近時のリスク配分説のように、同法理をリスク配分の問題として捉え、契約の実質的公平を追求する見解がある。しかし、日本の判例法理も改正債権法もこのような見解を採用せず、私的自治を重視し、裁判所による契約への介入に消極的な立場をとっている。契約の公平性のみを強調すると司法の介入が不当に拡大しかねない危険性もあるため、本稿は、直ちに日本の事情変更法理に公平原則を取り入れるよう主張するものではない。しかし、同法理の適用にあたっては、当事者の意思だけを重視するのではなく、事情変更により契約の公平性が著しく損なわれたか否かを考慮に入れるべきである。この点、特に台湾において見られる再交渉義務の導入に関する議論は、私的自治と司法の介入との間の調整弁として、有意義な視座をもたらすものであるといえる。

第二に、契約の維持を重視すべきである。中国法における「取引を促す原則（鼓励交易原則）」についての議論は、契約の維持を重んじる立場にとって示唆に富むものである。「取引を促す原則」に基づく契約の維持は、契約内容通りの履行を保障するだけでなく、事情変更により生ずる契約外のリスクを適切に配分することで（とりわけ事情変更法理に基づく契約改訂を行うことで）、契約を存続させることを含む。また、台湾の裁判例が事情変更法理の効果として契約の解除ではなく改訂を優先する理由のひとつが、なるべく契約を維持するためであることも、本稿の立場から着目すべき点である。